

資料 3

第 2 次匝瑳市行政改革大綱策定のための基本方針

目 次

1	本基本方針の作成趣旨	2ページ
2	匝瑳市行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)の成果	2ページ
3	第2次行政改革大綱の策定の必要性	2ページ
4	第2次行政改革大綱の策定の流れ	3ページ
5	第2次行政改革大綱の計画期間	4ページ
6	第2次行政改革大綱の目的及び総括的数値目標	4ページ
7	第2次行政改革大綱策定の視点	5ページ
	視点(1) 持続可能な財政基盤の確立	6ページ
	視点(2) 民間委託等のアウトソーシングの推進	6ページ
	視点(3) 組織機構の見直し	7ページ
	視点(4) 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進	7ページ
8	実施計画の作成	8ページ
9	第2次行政改革大綱の公表等	9ページ

凡 例

本部	匝瑳市行政改革推進本部
部会	匝瑳市行政改革推進本部部会
委員会	匝瑳市行政改革推進委員会
第1次行政改革大綱	匝瑳市行政改革大綱
第2次行政改革大綱	第2次匝瑳市行政改革大綱
実施計画	第2次匝瑳市行政改革大綱実施計画

1 本基本方針の作成趣旨

本基本方針は、第2次行政改革大綱を策定するに当たり、基本的事項を取りまとめるため作成するものとします。

本基本方針を踏まえ、部会において、第2次行政改革大綱部会案を作成し、本部に報告するものとします。

2 匝瑳市行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)の成果

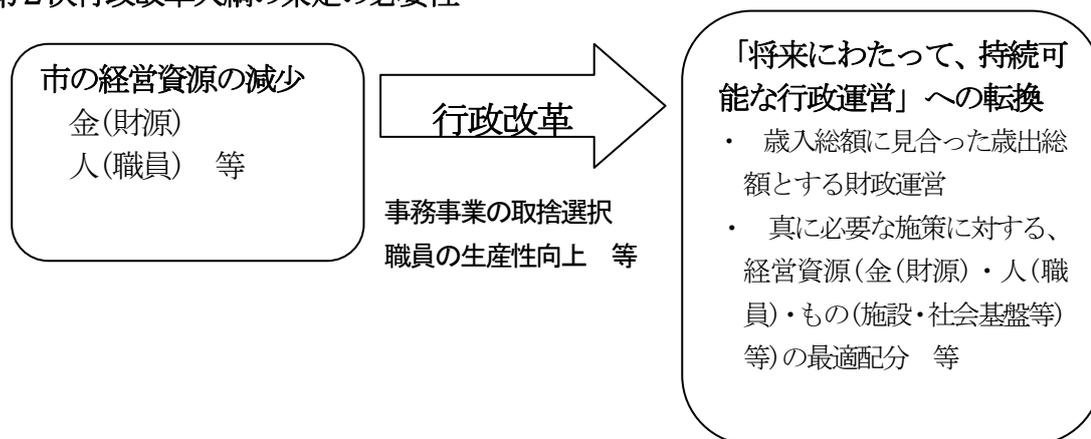
匝瑳市では、「将来にわたって、持続可能な行政運営」を実現するため、平成18年12月に第1次行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)を策定し、行政改革に取り組んできました。

同大綱は、推進期間の5年間において、**19億6千万円(実施率75.9%)**の経費等を削減しています。

その結果、地方交付税等の増加もあり、財政の硬直化を示す経常収支比率が合併時の99.9%(平成17年度)から88.4%(平成21年度)に11.5ポイント低下するなど財政状況は好転し、同大綱の目的実現に向け行政改革の成果を概ね上げることができました。

しかし、同大綱の推進期間終了後においても、市税が減収傾向にあること等による一般財源の減収や公債費の増加等による歳出増加への対応等、「将来にわたって、持続可能な行政運営」の実現に向けた課題は、引き続き、残されています。

3 第2次行政改革大綱の策定の必要性



第1次行政改革大綱の目的である「将来にわたって、持続可能な行政運営」を引き続き、実現していくためには、歳出総額を歳入総額に見合った額とする財政運営を基本として、少子高齢化対策等の真に必要な施策に対して、限りある行政の経営資源(金

(財源)・人(職員)・もの(施設・社会基盤等)等を、最適に配分していく必要があります。

本市の財政状況は、上記2のとおり、好転しています。

しかし、今後の財政状況としては、歳入では、合併算定替が平成27年度で終了することによる地方交付税の大幅な減額や市税が減収傾向にあることを考慮すると、一般財源の減収が見込まれます。

一方で、歳出は、公債費や高齢化の進展に伴い増大する国民健康保険特別会計への財源補てんなどから、増加が予想されます。

その結果、現在の行政運営のまま推移した場合には、将来的には財源不足が予想されます。

また、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、今後の行政需要は増加が見込まれます。一方で、前述した将来的な財源不足を考慮すると、職員の採用者数を退職者数以上とすることは困難な状況にあります。

そのため、今後も職員一人当たり業務量の増加が想定されます。行政サービスの質の低下を招かないためには、職員の能力向上を図るとともに、単なる前例踏襲主義を排除し、職員一人ひとりの生産性を向上させる必要があります。

将来的な財源不足への対応、職員の能力向上等の観点から、今後も行政改革を継続する必要があり、効果的に行政改革を推進するため、第2次行政改革大綱を策定するものとします。

4 第2次行政改革大綱の策定の流れ

第2次行政改革大綱の策定の主な流れは、次のとおりです。

また、第2次行政改革大綱の策定後に、12月定例会市議会に報告するものとします。

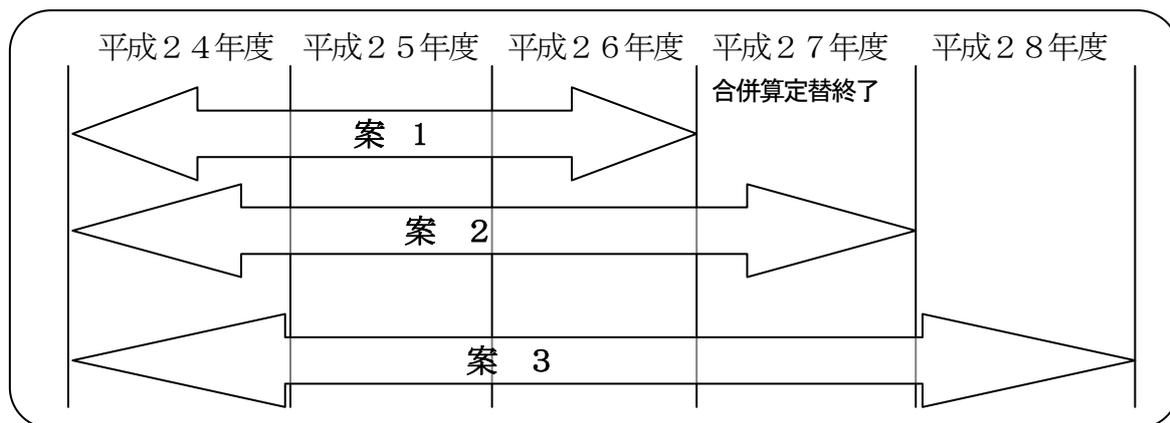
- | | | | | |
|-----|------|------------|--------|-----|
| (1) | ～ 8月 | 部会案の作成 | ・・・・・・ | 部会 |
| (2) | 9月 | 大綱案の作成 | ・・・・・・ | 本部 |
| (3) | | パブリック・コメント | | |
| (4) | 10月 | 大綱案の審議 | ・・・・・・ | 委員会 |
| (5) | ～12月 | 大綱の決定 | ・・・・・・ | 本部 |

5 第2次行政改革大綱の計画期間

今後の社会情勢は、東日本大震災による影響等により、大きく変化する可能性があります。

そのため、第2次行政改革大綱の計画期間をあまりに長期間とすることは好ましくありません。

そこで、第2次行政改革大綱の計画期間は、3～5年の期間を目安として、検討を進めるものとします。



6 第2次行政改革大綱の目的及び総括的数値目標

目的 「新たな行政課題に対応し、将来にわたって、持続可能な行政運営への転換」

総括的数値目標 今後、部会において検討をするものとします。

(1) 第2次行政改革大綱の目的

今後の行政運営においても、第1次行政改革大綱の策定時と同様に経営資源の減少に対応することが求められています（上記3）。

そのため、第2次行政改革大綱においても第1次行政改革大綱の目的である「新たな行政課題に対応し、将来にわたって、持続可能な行政運営への転換」を継承し、その実現を図っていくものとします。

(2) 総括的数値目標

総括的数値目標は、一般財源の確保等の観点から、今後、部会において検討するものとします。

第1次行政改革大綱の総括的数値目標→「経常収支比率 90%以下」

7 第2次行政改革大綱策定の視点

「将来にわたって、持続可能な行政運営」を実現するため、次の4つの視点を中心として、本市の行政全般について検討し、第2次行政改革大綱を策定するものとします。

視点（1） 持続可能な財政基盤の確立

- ① 歳出削減のための取り組み
- ② 歳入増加のための取り組み

視点（2） 民間委託等のアウトソーシングの推進

視点（3） 組織機構の見直し

視点（4） 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進

視点（１） 持続可能な財政基盤の確立

① 歳出削減のための取り組み

持続可能な行政運営を行っていくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政運営が必要です。

そのため、事務事業の見直しを、行政の役割、公正性の確保、行政の効率性などに留意し、実施していくものとします。

例

- ア 事務事業の見直し
- イ 経常的経費等の削減
- ウ 補助金等の整理・合理化 など

② 歳入増加のための取り組み

経費の削減には自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、未利用市有地の売却や受益者負担の原則を徹底し、負担の適正化等を積極的に行うなど、自主財源の確保に努めるものとします。

また、市民負担の公正確保の観点から、税・使用料等の収納率の一層の向上、滞納額の削減に努めるものとします。

例

- ア 未利用市有地の適正価格による売却処分
- イ 使用料の減免基準の見直し
- ウ 循環バスへの広告など市有財産等の広告利用 など

視点（２） 民間委託等のアウトソーシングの推進

これまでも、指定管理者制度等の民間的視点による行政手法を導入するなど行政運営の効率化を図ってきました。

今後も、効率的な行政運営を図っていくためには、民間的視点を生かし、行政の中に取り入れられるものは導入をしていく必要があります。

また、市のみですべての行政サービスを提供することは限界があります。

そのため、行政サービスの提供主体について、行政と民間の役割の見直しを進める必要があります。

匝瑳市全体として行政サービスの質及び量を確保し、簡素で効率的な行政運営を実現するために、民間委託・指定管理者制度などアウトソーシングの

積極的な導入を推進するものとします。

例

- ア 指定管理者制度の活用
- イ 包括的業務委託の導入検討 など

視点（３） 組織機構の見直し

行政のスリム化に対する取り組みを進める一方で、真に必要な施策を確実に推進していくためには、限られた財源や人的資源を必要な施策に重点的に配分すること及び業務を効率的に遂行できる機能的な組織機構の構築が不可欠です。

また、職員数の削減が市民サービスの低下を招かないように行政需要に対応した行政運営を推進できる柔軟な組織機構の充実に努めるものとします。

例

- ア 行政需要に対応した組織機構の見直し
- イ 公の施設の管理の見直し など

視点（４） 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進

① 定員管理及び給与の適正化

ア 定員管理の適正化

これまでの定員適正化の成果を踏まえた上で、今後の行政需要や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進等の状況に合わせて、引き続き、職員数の見直しを行っていく必要があります。

そのため、新たな定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図るものとします。

例

新たな「匝瑳市定員適正化計画（仮称）」の策定

イ 給与の適正化

総人件費の抑制を図るため、社会情勢の変化や国・県・他市との均衡に留意しながら、引き続き職員の給与の適正化に努め、見直しを行うものとします。

② 人材育成の推進

職員数の削減を推進するとともに市民サービスの低下を招かない行政運営を推進するためには、職員一人ひとりの能力や生産性を高め、市全体の生産性を向上させることが必要です。

そのため、職員の能力開発を計画的に行うため、新たな「匠瑳市人材育成計画（仮称）」を策定するとともに、同計画による総合的な人材育成に努めるものとします。

例

- (ア) 新たな「匠瑳市人材育成計画」の策定
- (イ) 職員の意欲・能力を引き出す仕組みの構築 など

8 実施計画の作成

大綱の内容を計画的に実施していくために、大綱の一部として、実施計画を作成するものとします。

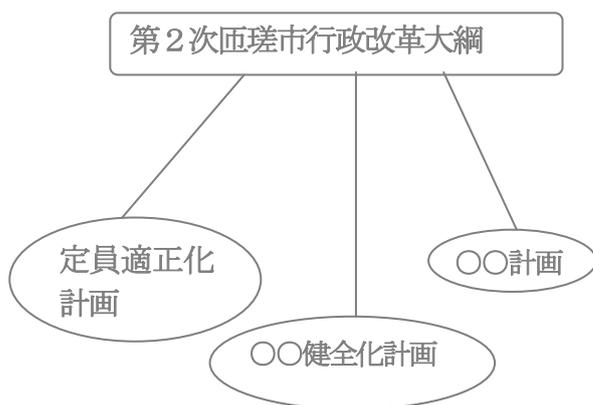
実施計画は、「改革項目」、「内容」、「実施年度」及び「主な実施担当課」を明確化するとともに、できる限り「数値目標」（計画年度末の数値目標を原則とする。）を設定するものとします。

実施計画の作成例

改革項目	内容	24年度	25	○	○	○	実施担当課
職員数の適正化	定員適正化計画に基づき計画的な職員数の適正化を図る。	計画策定 (23年度)	実施				総務課
<p>目標</p> <p>計画年次終了時(平成○年4月1日)において、平成24年4月1日の職員数○○人から○○人(○○%)の適正化を図る。</p> <p>また、各年度末の数値目標は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度末(平成25年4月1日現在) ○○人(○○%)以上 ・ 平成25年度末(平成26年4月1日現在) ○○人(○○%)以上 ・ 							

参 考

第2次行政改革大綱と各計画との関係イメージ



第2次行政改革大綱は、定員適正化計画などの様々な計画の上位計画として目標等の基本的事項を定めるものとします。

定員適正化計画などの計画は、行政改革大綱で定められた事項を具体化するものとします。

9 第2次行政改革大綱の公表等

第2次行政改革大綱の策定に当たっては、パブリック・コメントの実施等により、市民等の意見を反映するものとします。

また、第2次行政改革大綱は、策定後、速やかにホームページ及び広報紙を通じて市民にわかりやすく公表するものとします。

行政改革の進捗状況についても、同様とします。